

# 熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成31年3月12日開催

熊取町議会

## 目 次

〔議員全員協議会（3月12日）〕

第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて .....	2
第4期熊取町地球温暖化対策実行計画について .....	5
第3次健康くまとり21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）について .....	8
熊取町第4次地域福祉計画・熊取町第4次地域福祉活動計画について .....	9
その他	
1. プレミアム付商品券事業について .....	18
2. 平成31年度税制改正（市町村税関係）（案）について .....	19

## 議員全員協議会

月 日 平成31年3月12日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	阪口均
	5	番	坂上昌史	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	9	番	服部脩二	10	番	矢野正憲
	11	番	佐古員規	12	番	河合弘樹
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	南和仁	企画部理事	明松大介
	企画部理事 兼財政課長	東野秀毅	総務部長	林利秀
	総務部理事	阪上章	住民部長	藤原伸彦
	住民部統括理事	吉田潔	健康福祉部長	小山高宏
	健康福祉部理事	山本浩義	健康福祉部理事	山本雅隆
	健康福祉部理事 兼子育て支援 課長	木村直義	政策企画課長	橘和彦
	人事課長	道端秀明	税務課長	阪上高寛
	環境課長	島尾学	健康・いきいき 高齢課長	石川節子
	生活福祉課長	下中昭三		
事務局	議会事務局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

案 件

- 1) 第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて
- 2) 第4期熊取町地球温暖化対策実行計画について
- 3) 第3次健康くまとり21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）について
- 4) 熊取町第4次地域福祉計画・熊取町第4次地域福祉活動計画について
- 5) その他
  1. プレミアム付商品券事業について
  2. 平成31年度税制改正（市町村税関係）（案）について

議長（坂上巳生男君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（坂上巳生男君）本日の案件は、第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについての件

ほか3件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出いただいても結構ですので申し添えておきます。

それでは、案件1、第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについての件を説明願います。島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについてご説明いたします。

1ポツ、中間見直しの趣旨及び経過でございます。

平成26年3月に策定した第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画（計画期間、平成26年から35年度の10年間）について、計画策定から5年が経過し、前提となる諸条件が大きく変わることや一般廃棄物処理施設の広域化など、実態に即した中間見直しを図るため、熊取町廃棄物減量等推進審議会へ諮問を行い、答申を受けたものでございます。

2ポツといたしまして、熊取町廃棄物減量等審議会の経緯等でございますが、第1回審議会は平成30年8月23日に開催いたしまして、町長から審議会へ諮問を行い、第2回は平成30年10月16日に、第3回は平成30年12月20日で、審議会上田会長から答申をいただきました。

3ポツ、中間見直しの要点でございます。

まずは、計画書の1ページをお開きください。

最後のところですが、新たな元号が未定であるため、平成表記を用いることとしておりますので、よろしく願います。

中間見直しの要点の1つ目、一般廃棄物処理施設の広域化について明記しております。ごみ処理施設は、泉佐野市上之郷旧コスモポリス用地で、平成42年に新施設が稼働予定であること、し尿処理施設は、平成33年度から泉佐野市末広公園前の泉佐野市田尻町清掃施設組合に事務委託予定であることを、51ページ、78ページほかで記載しております。

2つ目は、中間年度までの実績による時点修正をしております。実績による数値置きかえ等と将来人口予測の下方修正でございます。

3つ目は、新規啓発事業等の追加でございます。計画書では42ページに記載しております。近年、テレビ等で食品ロスの抑制について報道されるようになり、また、本町の家庭系可燃ごみ排出量も横ばい状態であるため、「毎週月曜日は食べマンデー」をキャッチコピーとし、今後、精力的に家庭系可燃ごみの排出量削減への啓発を進めるため、食品ロスの抑制を新たに追加したものです。また、地域の集団回収の推奨は当初計画でも記載がありましたが、見直し計画中の主な広報・啓発活動の推進の項に新たに追加するものでございます。

4つ目は、レジ袋の有料化の協力を要請する旨の記載を44ページに追加したものでございます。このことについては後ほど、本日お配りした資料を用いまして詳しくご説明いたします。

5つ目は、収集運搬委託許可業者の現行体制の補助を50ページほかに明記しております。ごみ、し尿は今後、減少傾向になると見込まれますので、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという観点から記載したものでございます。

6つ目は、目標値の下方修正でございます。現状分析及び予測から目標値を見直したものでございます。

39ページをごらんください。

具体的には、1ポツ、家庭系ごみ発生量の平成24年度比4%削減は当初計画と変わりませんが、2ポツ、事業系ごみ発生量、3ポツ、公共施設ごみ発生量、4ポツ、再生利用率について下方修正がございます。事業系ごみにつきましては、景気の動向によりごみ排出量が増減しており、当初10%削減から6%削減としたところでございます。公共施設ごみ排出量は、19%削減を目指しておりましたが、11%削減に下方修正しております。これは、各施設の植木剪定、草刈り等委託していたもののうち、美しいまちづくり推進課で対応できるものは対応し、経費削減を図ったからだとい

うふうに考えております。委託業者のごみとしてカウントされていたものが、公共施設ごみとしてカウントされておるといような現状でございます。再生利用率は当初22%を見込んでおりましたが、集団回収ごみが見込みほど伸びず、16%に下方修正するものです。住民の皆様のさらなるご協力を得るため、先ほどご説明いたしました、地域の集団回収の推奨を見直し計画中の主な広報・啓発活動の推進の項に新たに追加したところでございます。

7つ目は、生活排水に係る5章から7章のところ、大阪府と協議し、修正を助言されたところを修正したものでございます。例えば64ページの中ほど、類型指定、該当類型Eとなっていたものを類型指定（E類型）に、生活環境にかかわる目標値となっていたものを環境基準に語句や言い回しを訂正したものでございます。

8つ目は、その他審議会の答申により記載について修正要望のあった事項について、全て取り入れた形で見直し計画を策定したものでございます。答申としていただいた事項については、記載のあるページをお示しいたしますので、後ほどお目通しいただけたらと思います。

裏面をごらんください。

1ポツ、野焼きについては27ページ、2ポツ、ごみ処理の広域化については51ページほか、3ポツ、し尿処理の広域化については78ページほか、4ポツ、小型家電については43ページ、5ポツ、小型不燃ごみについては44ページ、6ポツ、災害廃棄物処理基本計画については56ページにございますのでよろしく願いいたします。

資料表面に戻っていただきまして、4ポツ、公表ですが、3月15日に告示をいたしまして、ホームページ等で公表してまいりたいと思っております。

それでは、本日お配りした資料を用いまして、レジ袋削減に向けた取り組みについてご説明いたします。

先ほど中間見直しした基本計画にレジ袋有料化の協力を要請する旨記載することをご説明いたしました、レジ袋の削減に向けて、町の取り組みをご紹介します。

1ポツ、背景でございます。近年のプラスチックごみによる深刻な海洋汚染が世界的な問題となっております。国では、この問題への対処として、現在、レジ袋の有料化の義務づけに向けた準備作業を進めており、本年6月のG20大阪サミットまでには正式に決定される予定です。

また、大阪府と大阪市は、G20大阪サミット及び2025年大阪・関西万博の開催地として、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進やプラスチックの資源循環の推進などを盛り込んだおおさかプラスチックごみゼロ宣言を本年1月28日に行っております。

2ポツ、本町の取り組みでございます。昨年8月に、まず、事業者の方々にレジ袋削減の取り組み事例を本町ホームページで紹介したい旨の働きかけを行いました。ことしの1月には、町職員に対して、マイバック持参運動の徹底を呼びかけました。2月には、1月のおおさかプラスチックごみゼロ宣言を受け、府下で堺市に次ぐ2番目でくまとりプラスチックごみゼロ宣言を行い、職員にさらなる取り組みを要請しております。3月には、議員の皆様、商工会、小売事業者の方々にレジ袋削減に向けた取り組みに係る情報提供を行い、ご協力をお願いしたところでございます。4月広報でくまとりプラスチックごみゼロ宣言のPRを予定しております。

3ポツ、今後の方向性ですが、環境保全及び一般廃棄物の排出抑制施策としてのレジ袋の有料化について、法制化に向けた国の動向も注視しつつ、住民、小売事業者の皆様のご意見も伺いながら、本町においても必要に応じ、条例制定等も視野に入れながら検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力よろしく願いいたします。

なお、資料といたしまして、くまとりプラスチックごみゼロ宣言、おおさかプラスチックごみゼロ宣言、3月1日にお配りいたしました情報提供についての文書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありま

せんか。重光議員。

2番（重光俊則君）廃棄物の小さな説明資料の3ポツの中の5、収集・運搬委託許可業者の現行体制の保持を明記とあるんですが、これはどのようなことが書いてあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）例えばでございますけれども、41ページをお開きください。

ここに、収集・運搬委託許可業者はどういう業者があるか、どういふごみを今運んでいただいているかというようなことを明記しております。なぜこういうことをしますかといいますと、先ほど環境保全とかそういうことでご説明したんですけれども、し尿、ごみ、どちらもこれからごみの収集量、し尿の収集量は少なくなっていくことが推定されています。しかしながら、ごみにつきましても、し尿につきましても、日々、住民の公衆衛生にかかわる仕事でございますので、突然倒れられるとかしますと、いきなり住民に影響が及ぶということもございます。前にご説明したこともありますけれども、し尿につきましても、合特法というような法律もありまして、そういったし尿がどんどん減っていく中で収集が滞らないように業者を一定配慮しなさいと、仕事を配慮しなさいというような法律もございますので、その観点から、減っていく収集量に対して業者をふやすというような意向はないですよという声明をさせていただいたと。現行の体制を維持することによって、無用の混乱を避けるというたらおかしいですけれども、業者がしっかり仕事をしていただけるようにというところで載せさせていただいたというようなところでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）排出量が減ってくるにつれて、仕事量が当然減少するということは合意した上で、会社、事業者との契約は維持しますよということで、くみ取り関係は別、し尿関係は別として、仕事量までは確保するんじゃないかと、当然これだけ減ってきますよという、だからそれだけの対応をしてくださいということは頼まないかんですよ。そういうことはされているということなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）おっしゃるとおりでございます。現状でも、委託している金額につきましても、やはり基本的には収集量というのが基本になります。しかしながら、昨今、ごみの収集につきましても、お年寄りからステーションまで遠いんやというようなお声もございますので、そういった場合はできるだけごみ置き場を分割するというような方向で環境課では調整をさせていただいているところです。ですので、ふやしていきますと、量としては減るんですけれども、業者の手間としてはふえてくるというような状況で、ごみもその処理量に応じて比例的に金額が下がるというものではなくて、ある程度一定の金額でというような形で考えております。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）すみません、審議会でご答申により修正ということで、裏面の1のところ、野焼きの禁止について、これについては、例外として認められている農業従事上の者を除く違法な野焼きは発生していないので、今回は判断によって削除するというようなことが書かれているんですが、これに関連してなんですけれども、今回、台風の災害で、農業従事者ではないんですけれども、山林だとか竹林とかお持ちの方が、斜面だったりする中で、そこを処理するためにそれを集めて、斜面だし、持って上がるのも大変だということで野焼きをしたいんだけどできないと。だから、とても困っているんだという話をお聞きしたんですけれども、ちょっと関連で聞かせてもらっているんですけれども、そういった場合というのはどのようにご相談に乗れるんでしょう。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）おっしゃるとおり難しいところです。法律的には、農業者であるとか、いわゆる野焼きですね、例外的にということであれば農業者であるとか、堤の維持管理であるとか、あるいは国とか、そういったある一定のところしか認められていないというような現状です。今回のような台風でということなんですけれども、野焼きをされるということになりますと、おやめくだ

さいというような、環境課としてはお返事になるかと思います。それと、熊取町の場合、ちょっと離れているというても、煙が住宅のほうへ流れるというようなこともありまして、流れますとやはり苦情になるということもございます。ですので、お願いするということで。

現状、私ども、台風ごみで対応させていただきましたのは、近くに道はないですかと、ちょっと出せるようなところはないですかということで、私どもはごみとして回収させていただきますので、災害ごみとして認定させていただきますので、ちょっと道の、ごみ収集として運べるようなところまで何とか運んでいただけませんか。それと、ごみとして収集するものですから、大木というのはなかなか車に積めないものですので、できるだけ人が運べるような大きさに切って、道端、道のところへお運びいただけませんかというような、そういうようなお願いをして、今現状対応しておるようなところでございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。高齢化もされていまして、土地柄も斜面であるということで、とても家の方でできないというご相談。それでもちょこちょこ手間をかけながらやってはります、その方はね。ほかのところもやっぱり目配せすると、土地の持ち主がわからないところというのはそのまま放置の状態で置かれていますよね。そんなのもちょっと気になったので、また、その点についてはまた何らかの相談があると思いますので、よろしく願いいたします。

それともう一つ関連なんですけれども、災害のときに出た災害ごみ、それを一旦仮置き場にしていたところがソーラー発電の借地としてお貸ししている状況の中で、1回、台風21号の台風に絡んでは環境センターのほうへ持ち込んでから、和歌山へ排出するとかいう処理をされたということで、あの当時の全協でもお話したと思います、私が。その災害ごみ置き場というのは、現状、その後どのようになっていますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）災害ごみの対策でございますけれども、今回、56ページ、災害対策ということで、災害廃棄物につきましては、次の57ページにも当たるんですけれども、災害廃棄物処理基本計画ということを別途策定するというふうに記載させていただいております。4月以降、災害廃棄物処理基本計画の策定に着手していくという形で考えております。ですので、災害廃棄物処理基本計画につきましては、基本計画とはちょっと違うものですので、別に策定するという方向で考えております。

当初から、ソーラーパネルが設置されるときに、どこへ次持っていくんだというときに、環境課では、環境センターのあそこが仮置き場というふうに定めておりましたので、今回、そういったことで環境センターへ持って上がっていただきましたけれども、これにつきましても、災害廃棄物処理基本計画を立てる上では検討していかないかんというような状況であると思っております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。ということは、今は現状のままであるということですね。了解しました。またその折に、計画のほうはよろしく願いします。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについての件を終了いたします。

次に、案件2、第4期熊取町地球温暖化対策実行計画についての件を説明願います。島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）第4期、熊取町地球温暖化対策実行計画についてご説明いたします。

1ポツ、計画策定の趣旨についてでございます。

地球温暖化問題の解決に向け、2015年、平成27年には、2020年以降の地球温暖化対策の世界的な

枠組みとしてパリ協定が採択され、世界全体の気温上昇を産業革命前から2度より十分低く抑えることなどが共有されました。国内では、パリ協定などの世界の動きを受け、2016年、平成28年には我が国の中長期の地球温暖化対策を総合的に示した地球温暖化対策計画が閣議決定されました。計画では、市町村の事務及び事業に伴う排出の多くが該当する業務その他部門に対しては、2030年度までに2013年度比で40%に迫る大幅な削減目標が示されています。

そこで、本町においても、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）を政府の地球温暖化対策計画の目標等と遜色のないものとして強化、拡充するため、第4期熊取町地球温暖化対策実行計画を策定いたしました。

この計画の策定に当たっては、国の補助金である地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業（上限1,000万円、補助割合100%）の採択を受け、町施設の温室効果ガス排出量等を調査、分析し、省エネルギー設備等の導入を行うための手法検討、カーボン・マネジメント体制の整備強化の検討などもあわせて行いました。主要6施設、1、役場庁舎、2、図書館、3、総合体育館、4、総合保健センター、5、公民館・町民会館、6、交流センター煉瓦館を選定して行った省エネ診断に基づき、E S C O事業可能性検討も行いましたが、当初導入を目指していたシェアード・セイビングス契約、すなわち老朽化した電灯や空調機器などを省エネ機器を更新し削減した光熱水費で設備の更新費用を分割支払いし、事業者は省エネ効果を保障するという契約で、町としては、光熱水費をそのまま負担すれば、設備更新費用が必要ないという手法の可能性、これは残念ながら、ないというような結果でございました。これは、本町の節電努力がなされており、また、省エネで削減できる費用の範囲で入れかえることができる機器が少ないことなどにより、光熱水費の削減額のみで設備改修費用を最大15年以内に賄える事業規模とはならないためでございます。償還期間が長期化しますと設備再改修の必要があるため、E S C O事業が成り立たないというようなことでございます。よって、温室効果ガス削減の観点から、当初予定していた手法とは違いますが、可能性のある派生的なE S C O事業の実施を施設担当課に情報提供いたしまして、地球温暖化対策の補助金を活用した設備の更新の可能性を今後とも町として検討していくものとしております。

続いて、2ポツ、本町の取り組み経緯でございますが、平成14年3月に、最初の本町地球温暖化対策実行計画を策定しまして、平成19年3月には第2期を、平成24年3月には第3期を策定し、平成28年度まで計画を運用してきたところでございまして、第3期計画の最終年度である平成28年度実績では、ごらんの棒グラフのとおり、目標値3.6%削減を大きく上回り、温室効果ガスの排出を16.0%削減したところでございます。なお、29年度も加えて削減できておりまして、合計で16.6%の削減となっております。

一方で、国の動きといたしましては、先ほどの計画策定の趣旨において触れておりますとおり、平成28年5月には地球温暖化対策計画を閣議決定し、温室効果ガスの大幅な削減目標が示されました。これによりまして、本町としましても、国と比べ遜色のない削減目標を掲げる第4期計画を取りまとめたところでございます。

次のページの3ポツ、策定計画の要点でございます。

まず、①といたしまして、本町の期間でございますが、こちらは計画案の5ページでございます。

政府が定める地球温暖化対策計画に基づき、2013年度（平成25年度）を基準年度といたしまして、2019年度（平成31年度）から2030年度までの12年間を計画期間といたします。ただし、2024年度までの6年間を前期、以降の6年間を後期といたしまして、2024年度には中間見直しを行うこととしております。

次に、②計画の対象範囲でございます。こちらは計画の6ページでございます。

熊取町公共施設等総合管理計画の対象となる施設から、休止施設である旧南海ニュータウン污水处理場跡地と、環境省のマニュアルに基づく個人の生活に伴う部分として町営大原住宅、これらを除きまして、インフラ施設として、上下水施設と町道附属設備として防犯灯、道路灯を加えた47施設としております。なお、公園やポンプ場等の同種の施設は1として計上しております。ただし、



エネルギー管理権限を有しない施設として、シルバー人材センターと老人憩の家については、計画対象として取り組みなどは積極的に行っていただきますが、温室効果ガス排出量の把握については対象外といたします。

次に、③温室効果ガス排出状況の整理でございます。こちらは計画の11ページから13ページでございます。

計画対象施設の基準年度から直近年度における活動量を整理し、それぞれの項目ごとの温室効果ガスの排出係数により、総排出量を算出しております。特に、電気の温室効果ガス排出係数につきましては毎年変動するため、本計画においては、当該年度の係数を用いて算出しておりますが、第3期計画の実績については、当初計画に定めた係数を毎年使っておりますので、第3期計画の実績として先ほど報告いたしました数値と、本計画の記載の各年度の温室効果ガス総排出量には差異が生じております。

次に、④温室効果ガス削減目標でございます。こちらは、計画案14から16ページでございます。

基準年度を2013年度として、温室効果ガス総排出量を目標年度2030年度には40%削減とするものでございます。政府が掲げる温室効果ガス削減目標と遜色のない削減目標として40%削減を掲げております。本計画の温室効果ガス総排出量の削減目標は、計画第4章の具体的な取り組みを75%実施し、ここで75%としたのは、業務や施設の都合上どうしてもできないことというは出てくるであろうという想定で、それからまた、照明のLED化、これは50%がなされた。先ほどご説明いたしました主要6施設で目標年度を2030年度までに設備改修が実施されているというような前提であれば、達成が可能というふうに見込まれるものでございます。

次に、⑤具体的な取り組みでございます。計画では17から24ページでございます。

主に、以下の3点を大きな柱とし、温室効果ガスの削減に取り組むこととしております。1つ目は、職員による日常的な取り組み、こちらは職員一人一人が日常的に取り組むべき内容を記載しております。2つ目は、エネルギー設備の運用改善、こちらはエネルギー設備の運用改善に関する取り組みを掲載しております。3つ目は、省エネルギー、省CO<sub>2</sub>設備導入です。本町の公共施設につきましては、設置から15年以上設備が未改修となっている施設が多数ございますので、それらの設備などを2030年度までに改修することにより、大きく温暖化ガス排出量の削減に寄与するものでございます。

最後になりますが、⑥計画の実施、運用体制でございます。計画では25から28ページでございます。

本計画の推進体制につきましては、前期計画より強化、拡充し、施設ごとや各課ごとの多層的なPDCAサイクルを構築することとなります。

大きな変更点ですが、1つ目は、総括推進責任者といたしまして、これまで住民部長が任命されておりましたが、本計画におきましては副町長を任命することとし、これまで以上に体制を強化させ、取り組んでまいります。

2つ目は、温室効果ガス排出量と各課、各施設ごとの年間行動計画の点検、評価を今までは年度末の年1回のみでありましたけれども、上半期、下半期に分けて年2回といたしまして、検証を十分にしながら目標値に向けた取り組みを進めてまいります。

3つ目は、運営マニュアルや省エネ指針等の配布を行いまして、より具体的な取り組みを職員に対し周知することで、実際の行動を促すなどの計画運用を実施いたします。

4ポツ、公表についてでございます。その後、3月中旬からホームページ等で公表いたしまして、4月1日から本計画の運用を開始してまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、第4期熊取町地球温暖化対策実行計画についての件を終了いたします。

次に、案件3、第3次健康くまとり21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）についての件を説明願います。石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） それでは、第3次健康くまとり21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）についてご説明させていただきます。

資料はカラーの概要版とA4の計画案冊子となります。概要版に沿ってご説明させていただきます。

第3次健康くまとり21には、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者の全ての住民がともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に向け、ライフステージに応じた住民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を定めたものでございます。

計画の策定に当たっては、これまでの健康増進計画、食育推進計画としての位置づけに新たに自殺対策計画を加え、3計画を一体的に作成し、本町における健康づくりの基本計画として位置づけます。計画の期間は、2019年（平成31年度）から2024年度の6年間です。今回の第3次計画は、府の健康増進計画と期間を合わせるため、6年間の計画とさせていただきます。

リーフレットの裏面をごらんください。

本町の現状として、平均寿命を記載しております。男性80.6歳、女性87歳と府平均より若干高く、国平均より若干低い状況です。平成22年度から平成27年度までの5年間を見ますと、男性1.1歳、女性0.3歳伸びております。

健康寿命は、日常生活動作が自立している期間の平均としてあらわしており、平成28年度では男性79.63歳、女性82.83歳となっており、男女とも府平均を上回っております。死因は、がんから脳血管疾患の順位は、国、府と変わりません。

そのほか、熊取町の健康課題の抽出に際しましては、人口動態と各種統計結果、各種検診等の実施状況を踏まえて分析を行うとともに、平成29年度に、子を持つ保護者、小学6年生、中学2年、二十以上の住民を対象に健康に関するアンケート調査を実施いたしました。アンケートの結果につきましては、平成25年度に行った前回計画時と今回を比べ、主な内容を抜粋し、リーフレットに掲載しております。運動面については、週2回以上実施している二十以上男性の喫煙率、睡眠、主観的健康感若干改善が見られましたが、朝食の摂取率、女性の喫煙率、近所づき合い等は改善が見られませんでした。そのほか、歯科に関する質問や地産地消への知識というところは上昇した傾向が見られました。全体的には、若い世代の生活習慣改善が課題になります。

お手数ですが、もう一度表面をごらんください。

これらの現状を受け、施策の体系を示しております。施策の体系は、第2次計画に引き続き、基本理念をひとりひとりがいきいきと豊かに暮らせる健康まちづくりとして、基本目標としては、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向け、妊娠期からの望ましい生活習慣の確立、食育の推進、生活習慣病の発症予防と重症化予防、誰も自殺に追い込まれることのない命を支える社会の実現、環境整備・ヘルスプロモーションの目標を掲げ、住民、地域、行政が協働して推進していくものでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、中ほどをごらんください。

こちらのページには、健康づくりへの啓発として、住民の方一人一人が取り組んでほしい生活習慣のポイントを10の分野に分けて記載しております。健康づくりのため、何か一つでもプラスして取り組んでほしいという思いで作成いたしました。また、スローガンをつなげますと、健康くまとりとロゴを合わせております。

10分野は栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠（心の健康）、たばこ、アルコール、歯・口腔の健康、健康チェック、地域のつながり、命を支える取り組み——こちらは自殺対策計画に

当たります、薬物・ギャンブル依存症予防という形の10分野を整えました。栄養・食生活は食育推進計画、命を支える取り組みは自殺対策計画です。また、薬物・ギャンブル依存症予防も自殺対策計画の一部を明記したものとなります。

啓発といたしましては、5月号広報と同時配布で、計画概要版リーフレットを全戸配布する予定でございます。なお、このリーフレットにつきましては、イベントや健康教室等で健康づくりの啓発にも活用していきたいと考えております。

以上で、簡単ではございますが、第3次健康くまとり21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）についての説明を終わります。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）自殺対策計画が盛り込まれたということなんですけれども、自殺に関しまして、熊取町でふえているとか、そういうことではないのでしょうか。その辺について伺います。

議長（坂上巳生男君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）まず、熊取町の自殺の状況ですけれども、計画書の16ページ、17ページに載せさせていただいております。本町の自殺の人数は大体4名から5名程度で、平成27年度が11名で多かったんですけれども、大体10人未満で推移しておる状況で、熊取町が多いからこの計画を策定するのではなく、この計画自体は、国が自殺対策計画を全市町村で策定しなさいということがありましたので、その旨を酌みまして、この計画の中に盛り込んだものでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）自殺の数は少ないからですけれども、自殺対策として、具体的に活動する項目はどのような項目を強化するとか、そういうところはどうなっていますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）具体的な内容につきまして、116ページから121ページまでの間に記載しております。この計画自体、行政だけが健康増進に向けて推進するものではなく、行政とともに地域である関係機関の皆様とともに取り組む部分と、あと、一人一人の住民の皆様こういうふうな健康づくり、自殺に関する知識の普及というものも含めて、この中には記載しております。具体的には、相談を各部署で熊取町でも行っておりますし、泉佐野保健所や大阪府内でもいろんな悩みがあるときに相談する場所はあるんですけれども、そういう場所を推進することということと、今取り組んでいますこころの体温計というものもホームページのほうにアップさせていただいて、まず自分の気持ちの状況を図って知っていただくというところから啓発を進めていきたいというふうに思っております。熊取町だけで推進するのではなく、横のタッグを組み合わせながら、しんどいときには相談する、そういった取り組みを推進していきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、第3次健康くまとり21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）についての件を終了いたします。

次に、案件4、熊取町第4次地域福祉計画・熊取町第4次地域福祉活動計画についての件を説明願います。下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君）それでは、熊取町第4次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画についてご説明させていただきます。

資料は、カラーの概要版とA4の計画案冊子となります。概要版に沿って説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、概要版の1ページをごらんください。

地域福祉計画とは、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図るための計画で、地域において誰もが安心して暮らすことができるようにするための取り組みをまとめたものでございます。これと連動して、より具体的な活動計画を記載したものが地域福祉活動計画となります。今回、第4次計画では、これまで町と本町社会福祉協議会がそれぞれに作成してきた両計画を、今回一体化して策定するものでございます。

また、本町の保健福祉分野における上位計画と位置づけられまして、各分野の具体的な施策につきましては、先ほども健康くまとり21の説明があったかと思っておりますけれども、それぞれの分野におきまして、計画において取り組みが進められ、この計画ではその中でも特に地域での暮らしや地域とのかかわり、各分野を横断するような、例えば先ほど説明でもありましたように相談業務であったりとかという横断的な取り組みも部分について記載をしているものでございます。具体的な計画期間は、平成31年度、2019年度から2023年度の5年間となります。

計画の策定に当たりましては、概要版の左下でございますように、住民アンケート調査を初め、各小学校区ごとのワークショップなどの開催によりまして、広く、住民の皆様のご意見をいただいて策定したものでございます。また、アンケートやワークショップから課題が見えてきました地域のつながりづくり、新たな担い手づくり、また困ったときのつながりづくり、また地域福祉への関心づくりという課題も見えてきたところでございます。

そして、右下に記載がありますけれども、今回の大きなポイントの一つとなっております地域共生社会についての考え方を反映してございます。我が事のようにかかわり合いながら、誰もが役割を持ち、丸ごとつながることのできる地域づくりとなる地域共生社会の実現に向けての考え方を反映させております。

それでは、見開きの2ページ、3ページをごらんください。

ここからは各施策についての記載となっております。

計画書では33ページ以降、第3章、地域福祉の推進に向けた取り組みについて記載しております。計画の理念や基本目標の考え方につきましては、これまで策定してきました第3次計画を継承するものでございます。第3次計画では、基本理念をもとに、基本目標、基本的視点、基本施策、取り組みとなっておりますが、今回からわかりやすく、基本目標、基本施策、取り組みをコンパクトにしております。今回の計画から取り組み主体を明記しまして、それぞれが持つ強みを生かして計画を推進していきたいと、そのように考えております。

それでは、基本目標の1、まず、基本理念でございますが、だれもが互いに尊重し合い、地域で安心して暮らすことのできるまち、出会い、ふれあい、みんなで助け合いのまちづくりを進めていくものでございます。その中で、基本目標1がでございます。左手の上でございますが、まず、地域福祉を担う人づくりについてでございます。ここでは計画書33ページ以降の記載となっております。福祉意識の醸成と担い手の育成支援について記載しております。地域福祉の意識を広めるための普及啓発、担い手の裾野が広がっていくための取り組みを進めます。

次に、基本目標の2でございます。計画書本文では39ページ以降でございます。

助け合い、支え合いが広がる地域づくりについての記載でございます。その中の基本施策としまして、小地域ネットワーク活動の推進、ボランティア、NPO法人、福祉関係団体等の活動の促進と連携の強化、地域福祉活動に対する支援について記載しております。地域共生社会の実現に向けて、我が事のようにかかわり合える地域、複合する課題や世帯が丸ごとつながり合える地域とすることができるよう、社会福祉協議会が中心となって連携の取り組みを推進してまいります。また、誰もが気軽に集える居場所づくりの促進、あるいは地域における多様な主体の活動の拠点づくりのための支援を進めます。

次に、右半分でございますけれども、基本目標3でございます。受けやすい相談とサービスの仕組みづくりと提供、計画書本文では51ページ以降となっております。

ここでは、施策としまして、情報の提供と発信体制の充実、包括的な相談支援体制の充実と総合

的なケアマネジメント、福祉サービスの提供と連携、質の向上について記載をしております。情報提供の充実を初め、さまざまな相談窓口あるいはコミュニティソーシャルワーカー（CSW）による生活全般の相談などの周知や充実に努めてまいります。

次に、基本目標の4でございます。こちらについては、計画書本文では61ページ以降の記載でございます。

人権が尊重されるまちづくりについてです。ここでは施策としまして、誰もが暮らしやすいまちづくり、人権の尊重と権利擁護、防災・防犯対策の充実について記載をしております。人権教育学習の機会の確保、ここでは虐待やDV対策について、あるいは障がいや認知症についての正しい理解の促進に努める、そのような取り組みを記載してございます。

また、災害時における避難行動要支援者の支援体制について、自治会あるいは自主防災組織等の協力を得ながら、一人でも多くの要支援者の生命、身体を守る取り組みを進める記載をしております。

最後になりますが、概要版のページ4をごらんください。一番裏面でございます。計画書の本文では、71ページ以降の記載となっております。

第4章といたしまして、計画の推進に向けての推進体制について記載をしております。毎年度、評価、課題等を把握し、検証を行い、本計画の進行管理をしてまいりたいと考えてございます。

以上、これらの施策をもちまして進行管理を経て基本理念の実現が図られるように、本町社会福祉協議会と連携しながら取り組みを推進してまいりたいと考えてございます。今後、またホームページに掲載、あるいは概要版につきましては、各地域での会議等々で配布し、周知に努めてまいりたいと考えております。簡単ではございますけれども、第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画についての説明とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。重光議員。

2番（重光俊則君）特に受けやすい相談とサービス、それについてなんです、最近、私どものところも高齢者が多くて、地域包括支援センターというところに相談するといろいろ的確に対応していただいて非常に感謝されている状況で、本当に相談体制と相談を受ける受け手の対応が非常によくされていると思うわけです。そういう一つの地域包括センターへ電話したら何とかしていただけるというのを実感しているんですね。

もう一つのいろんな行政相談が各種あるんですけれども、それはそれで専門的な相談窓口があって、相談日がある日とない日とがありますよね。そういうところから、常設されている相談窓口があって、そこでは何でも受けると。まずはそこで受けて、必ずそこから対応するというように、法律相談とか障がい相談とか子育て相談とかそれぞれ窓口はあると思うんですが、まずはそこで一本化して受けるよという、そういうものの構築ができていないのか、私は個別にちょっとやっていないからわからないですが、その辺はどう思われますか。

議長（坂上巳生男君）下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君）まさしくそれぞれが、制度自身があるいは縦割りになっている、あるいは内容別に個別のために対応になっているというところが、これまで非常に課題として残っております。

その辺を受けまして、54ページ、55ページに相談に関する記載がございまして。議員ご指摘のとおり、さまざまな相談窓口があるわけですが、その中でも、55ページ、総合相談体制の充実ということで、そのためにCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が本町の場合、生活福祉課に、週4日の勤務でありますけれども、2名在駐していただいております。ですので、一旦生活福祉課のコミュニティソーシャルワーカーのほうに相談していただきますと、完結ではございません。いろんな関係機関のほうにおつなぎもしてまいりますので、これが全ての福祉へのつなぎの先やということで私どもも周知に努めているところですが、一層の周知をしてまいりたいとそうように

考えております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の相談窓口は毎日あいているんですか。

議長（坂上巳生男君）下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君）生活福祉課に在籍しておりますので、生活福祉課に、窓口3番にお越しただければ、いつでもおりますのでよろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そういう意味では、その窓口でいろんな相談を受けるということをもうちよっとPRしていただいて、何か困ったら、そこへまず相談に来てよというところを徹底していただければと思うんです。高齢者もどんどんふえてきて、やるべきことが非常にたくさんになってきて非常に複雑で、これはどこに相談したらええかわからへんことが多いんですよ。どうしたらええやろうという相談が多いので、まず、その窓口がありますよ、何でも相談してくださいということを広くPRしていただいて、何の相談でも全部、まずはここへしてくださいというような状況にしていきたいと思うんですが。

議長（坂上巳生男君）下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君）そのこともありまして、昨年度、平成29年度から、各小学校区ごとの校区福祉委員会の総会のときにチラシを持って上がって、私ども直接伺いまして説明をさせていただいて周知に努めて、ことしで2年目になるんですけれども、させていただいております。なお、今後ともまた周知に努めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）概要版の4ページの上のところなんですけれども、熊取町の人口の各世代の割合の推移というので、割合こういうデータはよく見るんですけれども、熊取町がこういう計画の中で出すデータとしては大き過ぎるというか、範囲が。熊取町が熊取町内全体のデータを出しても、熊取町民1人が熊取町全体のことを見ても、ようわからんというところがあると思うんです。何が言いたいかという、各自治会ごとの高齢化率を出すほうが、みんなわかると思うんです。実際、議会報告会とかで回っても、うちの自治会の高齢化率はわかりますかとか聞かれることもあるし、実際、貝塚市のほうでは、各自治会ごとの高齢化率を発表しています。というところで、ここに載せるデータとしては、各自治会の高齢化率を載せておくほうが、もっとこの中身も助け合いとか地域ネットワークとか書いていますので、そっちのほうがもっとみんなが実感できるんじゃないかなと思いますけれども、どうですか。

議長（坂上巳生男君）下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君）まず、各地区の高齢化率等々について、また高齢者福祉分野の施策もございます。その中で、私ども各会議のところでもまた、具体的にわかりやすくするためにいいご意見だとは思っています。ただその中でも、まずはこの地域福祉計画の中で、我が町熊取町がどういう姿になっていくのか、これまでどういう姿であったのかもひとつわかっていたきながら、それぞれの各小地域の中で、校区福祉委員会の中でも、また議論のところでも参考になればと考えておりますので、また検討してまいりたいとそのように考えてございます。

議長（坂上巳生男君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）高齢化率のほうで、言われましたように、熊取町全体ではなく、各地区でというところは、ある一定こちらでも経年ごとで少し把握をしているところがございます。健康・いきいき高齢者計画のほうでは、校区ごとのほうでは出させていただいております。その中で高齢化率、認定率のほうは校区ごとという形では住民の皆様には周知しているところです。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ここに急に載せてくれというのは無理やと思うのであれなんですけれども、皆さんが興味あることやし、各自治会ごとでぜひ出していただけたら、もっと身近にどれぐらいの人が高

齡者なのかというのは感じやすいと思いますので、ホームページでも、トップページのところに載せていただくように検討していただけたらありがたいと思います。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。文野議員。

1番（文野慎治君）第4次概要版、すごくまとめられて見やすいなというふうに思います。過去、議会の中でも、これに関連するような形で請願が出されたり、私自身も質問させていただいたり、決算委員会の中でご意見を述べさせていただいたりしているんです。要は、今回第4次をつくられた。第1次から第3次まできて、やっぱりこれは各地方公共団体、我々やったら熊取町がそういう形でやっていて、国に基づく大きな法律のもとでこれを作成して、泉州地域でいっても、同じそこから施策をそれぞれやってるわけやけれども、いろんな場面場面で活動されている方、まさに担う人をつくっていく、組織をつくっていくということもこうやって大事なことやしね。行政側はそれをフォローしていく、あるいは教育をしていく、そういったこともお互いタッグを組んで、大きな法律の趣旨を貫徹するために福祉があると思うんですよ。そういう意味では、非常にこの4次のほうは見やすいし、もっとこっちのはまだまだ読み切れていませんけれども、ぜひこれを実のあるものに、第4次はもっとせないかんと思うんですよ。今までの質問なり、あるいは請願の中で触れられているような点は、やはり熊取町の活動をしている中で、あるいは泉佐野市や貝塚市やそういった部分と比べて、そういったところがもうちょっと応援してよというような声が大半やったと思うんです。そういった声も我々議員のほうにも届く中で、そういった形でご質問なり、ご意見を申し上げてきたんですけども、そういう意味合いでこれをさらにもっと実を結ぶものにするために、今までと違うお覚悟とか、そういうようなことがあれば、今表明いただけたらありがたいです。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）これは第4次からではなくて、第3次から既にやっておるんですけども、事業の評価、検証というのを毎年度実施させていただいております。この取り組みは、近隣ではわりかし少ない取り組みでございまして、計画をつくりっ放しにするのではなくて、この計画の中身がどの程度、どのように進められているのかというのを計画をつくっていただいた委員の皆様、同じ委員のメンバーに集まっておきまして、その中身の検証をさせていただいているということも3次のほうから既にやらせていただいております。

4次につきましても、当然、今年度もまた実施させていただきたいと思っておりますので、小まめに地域の生活課題の把握だとか、そういったことを本当に実地に今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）そういうお言葉も今までの答弁なんかでも実はあったんですけども、ただ、いろんな活動をやっている、あるいは町が後援をしているああいう学習会であるとか知識を広めていく、そういう、ここに書いてあることが住民の皆さんの心から、それはやらなあかんという機運を高めていくという状況の中で、今、理事のほうからご答弁がありましたけれども、そういう基本計画、こういうものをつくった人とチェックをしている。3次からちゃんとやっている、4次も必ずやるんやということがありますが、やはりそういう人が本当にそういう町が企画した、あるいは3次、今回これからの4次の中で企画した行事とか、そういう集まりにそういう委員の方が、これも以前触れさせていただいたけれども、ほかの自治体に比べて、どうも熊取町の計画をつくった方々の参加が少ないということをご指摘もさせていただいたかと思います。直近でも、こういうのに関連するセミナーは、町の職員の方も来ていただいております。私も行ったので、それは今までよりもそういう部分の方は来てくれていた。校区福祉委員会でもすごく差があるんですよ。北小校区の校区福祉委員会の方は、そういうことも皆さん方が指導してくれているおかげやと実感したんですけども、ちゃんと来てはりました。しかし、その他の地域のところ、ちょっとお顔が漏れていたらあれやけれども、余り見かけなかったんです。

ですから、計画を立てる人と、そして3期を実感して、この4期を立てて、それとやはり計画やからなかなか到達、広く100%到達したのが何ではあるかということにはそんな数字はないんですけども、やはり、また計画年度が過ぎて5次にいくときに、3、4期の間に立てた人と現実とちゃんと自分の目で見ていただいて、また次につなげるというようなサイクルをぜひお願いしたいというふうに思うんです。そういうことについてはちょっとコメントいただけますか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません、ありがとうございます。ご指摘の分につきましては、我々に対して励ましの言葉だというふうに受け取らせていただきます。本当におっしゃるとおりでございます。計画をつくってそのままというわけではなくて、やはりこの計画は、地域の生活課題をいかに把握して、そして、それに地域の皆さんと協力して、行政ももちろんその中の一員として一生懸命頑張って、皆さんとともに地域の生活課題を解決していくと。そういうことの取り組みのためのものがございますので、積極的にそういった集まり、そういった取り組みに参加して進めたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、理事のほうからもご説明させていただいたところなんですけど、先ほど議員のほうから、請願にというところもお話いただいたところで、そういう精神障がいをお持ちの方ということ、それ以外にも障がいをお持ちの方もいらっしゃいます。そういったところでは、この計画自身が行政と社会福祉協議会というところでやはり一緒に取り組んでいくという計画になってございます。今後もそういった意味で社会福祉協議会とも連携しながら、当然行政内部も関係課と調整しながら、そういう障がいをお持ちの方ということでの施策についても十分調整していきたいというふうには考えております。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）すみません、ご丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。

社会福祉協議会と熊取町がこういう形で、両方がこの計画の主体者やということはわかります。ただ、やはり予算もつけ、そして法律に基づいて声をかけている。主導はやっぱり僕は町やと思うんです。そういった意味では、社会福祉協議会に対しても、仕事の上での分担は同等かもわかれへんけれども、3次を過ぎて4次になってでも、まだやっぱり地域差があるということは、もう少しお互い切磋琢磨するというかな、町がもう少ししリードをして、熊取町社会福祉協議会をさらにパワーアップする。あるいはもっと細部にわたって気配りできる組織、そういったことへの指導もよろしくお願ひしたいと思うんですが、いかがですか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）当然、町のほうから社会福祉協議会との密接な、そういう会議というのも事実やっておりますし、また、社会福祉協議会のほうも、各校区福祉委員会、そういった中での会議等もやっております。この計画ができてということで、当然ながらそういった内容のことについても、お互いにつくっている計画でございますので、その辺お互いに理解しながら、行政というところでのそういうサポートもしながら計画は進めていくことになるのかなというふうに考えていますので、ご理解のほうよろしくお願ひします。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）ぜひよろしくお願ひします。

3点目の、ごめんなさい、3ページの4番のところで、議会初日の一般質問でも、今回、防災についてもやらせていただいて、この4番の（3）のところに避難行動要支援者及び要援護者への支援体制づくり、防災訓練、ネットワークづくりといろいろ書いてくれています。町の全体的な防災あるいは避難所マニュアルとか、そういったことも早く、おこなっていますよということをご指摘させていただいて、それをやはり受けとめていただいていると思っています。ですから、この部分を



こうやって挙げていただいていることもありがたい話で、ぜひそっこのほうの、今各論の話やねんけれども、総論はもうあれで、防災のところにもぜひ福祉部門の方が必ず加わっていただいて、ここの(3)のところの部分で、やはり災害というのはみんなが弱者になるんやけれども、その中でも特にこういう支援が要る方は災害の中でも一番弱者の方なんです。そういったところの声を計画の中に入れるということは、これは福祉部門の皆さん方の仕事やと思いますので、熊取町全体のそういう防災マニュアル、避難所マニュアル作成の時期だと思しますので、ぜひともそこらにも今回力を入れていただいて、意見を反映していただけたらとこのように思います。よろしくお祈いします。

議長(坂上巳生男君) 下中生活福祉課長。

生活福祉課長(下中昭三君) ご指摘のとおりで、実際に既に危機管理課あるいは高齢者福祉、健康・いきいき高齢課、また介護保険、障がい福祉課、子ども生活福祉課もあわせて、課長級での事務の打ち合わせ会議を何遍も起こしながら、福祉避難所のことも含めながら、また要支援者の避難支援について協議を始めているところでございますので、よろしくお祈いします。

議長(坂上巳生男君) 文野議員。

1番(文野慎治君) よろしくお祈いします。

以上です。

議長(坂上巳生男君) ほかに。渡辺議員。

8番(渡辺豊子君) 今回、地域福祉計画と地域福祉活動計画が一緒になってこの計画書が今回できたというところのご説明はわかったんですが、そして、ちょっと聞きたいのは、先ほどの説明の中でも、ちゃんと策定委員会のメンバーで検証していますと言うてはったんですが、検証というところがどんなふうに検証するのかというのがちょっとわからないので、その辺のところの説明をお願いしたいと思ひます。

議長(坂上巳生男君) 下中生活福祉課長。

生活福祉課長(下中昭三君) 具体的には第3章以降の取り組みを全て分解しまして、各担当課ごとあるいは社会福祉協議会、項目出しをしまして、今年度にこのような事業をしまして、参加人数が何人であったとか、それについて本来目指すべきところの目標とはどれぐらい乖離があるかというような資料をまとめまして、策定委員会の委員の皆様と議論していただくと、そのような形で検証して行っております。

なお、今回の資料集のところ申しますと、資料の55ページになるかと思ひます。これは、第3次計画までの検証のリストアップされたものを策定委員会に出しまして、皆さんでご意見いただくというものでございます。ただ、このリストアップ、簡単にまとめて——よろしいでしょうか、資料55ページになります。後ろのほうになりますので、資料編の参考資料のほうになります。資料が多くて大変申しわけございません。これは簡単に全て一覧化してまとめたもので、これ以外にまた事業シートというのもあって、参加人数をまとめた表の資料がそれぞれ各年度の会議のほうでまとめて出しまして、それを議論いただくというような形になってございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君) 渡辺議員。

8番(渡辺豊子君) そしたら、これは今、満足度とか点数がついていますよね。これは誰が評価しているんですか。

議長(坂上巳生男君) 下中生活福祉課長。

生活福祉課長(下中昭三君) これは事業を担当する課そのものの課の評価になってございます。要するに社会福祉協議会の事業でしたら社会福祉協議会が、満足度を自己評価という形で入れまして、余りにも上がり過ぎているん違うかとか、自分に甘いのと違うかとかいう、策定委員会での指摘もいただきながら、修正するところは修正しながら、また反省すべき点は反省しながら、そのような評価をしてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） これは5点満点ですか。5点満点で、その担当課が、参加されている住民からの評価ではないんですか、ちょっとその辺のところ。

議長（坂上巳生男君） 下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君） これは満足度5点満点で、ちょっと表記が漏れて恐縮です。自己評価ということですが、ただ自己評価をして、また作業シートを策定委員会に出しまして、きちんと自己評価で終わらせているわけでは決してございません。その中で策定委員会のほうで議論をして見ていただいていますので、あくまで自己評価でありますものの、策定委員会ではお諮りしているというものでございます。よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

そしたら、今回この評価の中で点数の低い分については検証し、今後どう取り組むのかということとこれをそれぞれの協議体で協議していただくということなんですね。

議長（坂上巳生男君） 下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君） 項目が余りにも多いところもあるかもわかりませんが、きちんとお目通しはいただいている。もちろん策定委員会でその場でいきなりこの資料を出しまして、たくさんの資料を見ていただくというのも大変なご苦勞ですので、資料については事前配布をいたしまして、各委員におかれましては、きちんとお目通しいただきながら、策定委員会の場でお話をいただくというものでございます。よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。協議体それぞれではなくて、やっぱりなるべく住民がどう評価するかというところの評価をしっかりと酌み取ってもらいたいなというふうに思っております。自己満足にならないようお願いしたいと思います。

今、基本目標の中にもある、特に私たちも言っていたんですが、誰もが参加できる地域の居場所づくりというのが、小地域ネットワーク活動の推進の中にありますよね。そういった誰もが参加できる地域の、障がいのある方もない方も一緒になって集える地域づくりということで、互いに助け合いながらそこに集えるという場の、そういうものも基本目標の中に入っております。取り組みとして入っているの、そういった場所をその目標に基づいて取り組みを進めていく中で、それぞれの団体、それぞれに参加していた人たちの満足度というものをしっかりと吸い上げていただきたいと思います。主催者は一生懸命やって満足しているかわからへんけれども、参加している人はどうなのかなというところもあると思いますので、それもしっかり評価点の中に入れてながら検証していただくようお願いしたいと思います。その点はどうでしょう。

議長（坂上巳生男君） 下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君） もちろん策定委員会の中にも、各校区の福祉委員長の方にも委員に入っていて、住民の皆様の現場のご意見もいただいています。また、パブリックコメントの中でも大変貴重なご意見もいただきました。参加した人数だけではなく、どのような方が参加しているのか、細かく分析しているのかという指摘、大変貴重なご意見もいただきました。今後はそういう視点も含めながら、まず、策定委員会の議論の中で評価合わせ、基準を徹底しながら、これは先ほどの理事のほうから説明もあったように、第3次計画のほうから、年期計画途中から始めたものから、そのすり合わせもきちっとしながら評価してまいりたいと、そのように考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。よろしく願いしておきます。

議長（坂上巳生男君） ほかに質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君） 資料の55ページから評価ですね。これは各小学校区の活動がいろんな項目で評価さ

れていますよね。この評価点はそれぞれの、中央が4で、西が4で、南が3とか4とかありますよね。これはこんなもんやろうなというのは、各地区、もう一回、どなたとどなたが出ている会議でこう出ているのかというのはやっぱりちょっと気になるので、それはちょっと教えておいていただけますか。

議長（坂上巳生男君）下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君）各小地域ネットワーク、地域の活動につきましては、各校区のほうからデータが上がってきまして。ですので、それぞれ5小学校区ありますが、恐らく校区福祉委員長のほうで取りまとめていただきながら上がってきているものでございます。また、その校区によっては、各担当の方がいらっしゃるかとは思いますが、その中で全体をまとめて、各策定委員会の中でまた報告されるというものでございます。よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）何、最後の何委員会ですとまとめるということですか。

議長（坂上巳生男君）下中生活福祉課長。

生活福祉課長（下中昭三君）資料の一番巻末、後ろから2枚目に、それぞれ今回の策定委員会の委員名簿をつけております。これは策定委員会、地域福祉活動と地域福祉活動計画と違うところは、左肩、74ページの一番下にオブザーバーということで、岸和田子ども家庭センターの企画調整課長に入っている点だけで同じメンバーでございます。こちらの委員によって、策定委員会の中で議論されると。ただ、やはり校区福祉委員会におかれましては、任期ということで短いスパンであったかとは思いますが、それぞれかわられているところでございます。後は各種団体のほうからお入りいただいているというものでございます。よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）よくわかりました。各校区から持ってきたデータをもとに、策定委員会のメンバーが対比して評価しているということですね。ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）失礼します。私も、議会でひとり暮らしの高齢者について質問させていただいたんですけれども、やはり孤立死の対策とかひきこもりの対策とか、非常に難しい問題がいろいろあるとは思いますが。ほんで、共生社会とはということで縦割りや支え手、受け手という関係を越えてというふうなことが書いてあります。その辺のところをどういうふうにされていくのかというのがすごく一番難しいところじゃないかなというふうな感じがするんですけれども、このところをしっかりと、誰もが役割を持ち、そういうところに参加していけるような社会をつくっていくというふうなところが一番難しいんじゃないかなというふうな考えをしています。

本当にこれから高齢化社会の中で孤独になっていかれているという方は、だから、夫婦であってもどちらかが亡くなってしまったら、そういう方がふえてくるというふうなことは考えられていますので、そういう人たちがかわっていける、また、かわってもらえるというふうな社会をつくっていくのは本当に大変な仕事やと思いますけれども、この縦割りを越えてという、ここが係やというふうなことを決めずに、皆さんがそれぞれの問題意識を持ってつくっていただきたいなというふうに思います。私たちもそれぞれ個人が問題意識を持ってかわっていきたいとは思っております。またよろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません、細かい点なんですけれども、今見ている、55ページの救急医療情報キットの配布のところで評価、社会福祉協議会参加、26年度と27年度は入っているんですけれども、満足度が。あと、28、29年度は入っていないですね、この点数。これはここが主体でやっているんですよね。それで書いていないので、ちょっとその辺の説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません。救急医療情報キットの話でございますね。これは平成23年

に社会福祉協議会のほうが作成、そして、民生委員なり、自治会を通じて、対象者のほうにお配りしたという、そういう事業でございます。

当初約5,000部を作成して、その当時三千数百部をお配りして、それ以降、毎年ご要望に応じてお配りをしてきているということで、抜けているところについては、多分その年はご要望がなく配布のほうがなかった年だろうということでご理解いただきたいと思います。

今現在も三千数百部配りまして、今でざっと1,500部残っておるような状態で、毎年30ないし50ぐらいのご要望があって、それを随時、民生委員を通じたり、あるいは自治会のほうを通じたり、ご希望の方にお配りをしておると、そういった状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 救急医療情報キットについては、議会のほうで私のほうが質問させていただいて、これは社協のほうで取り組みを進めていただいて、私は冷蔵庫を入れるやつやったんですが、そうじゃなくて、それぞれ玄関先のところへぶら下げる分になったかと思うんですが、結局、28年度からはないというのは要望があってということですか。配布活動を実際にそういう必要はないかという、そういうお声かけという活動をしていなかったんじゃないんですか。その辺はどうなんですか。

議長（坂上巳生男君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） 先ほども何回か出てきているんですけども、地域の福祉委員会がごさいます。その場で社協のほうからご要望等がございましたらというご案内は、毎年随時させていただいております。そのご案内に対して要望のあった年度にはお配りをしておるといような状況でございます。

今ご指摘のとおり、もっと中身のPRというお話だと思いますので、その点につきましては、社協とも連携をとって、また我々も広報なり、あるいはホームページ、そういった媒体を使って、またPRのほうもさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） また策定委員会の中でそういった検証をやっているんでしたら、そういうところもしっかりと、何でもここは点が入っていないんやというところでしっかり検証して、活動ができるように、やっぱりそのための検証委員会かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、熊取町第4次地域福祉計画・熊取町第4次地域福祉活動計画についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

その他何かご報告等があれば承ります。

橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君） それでは、私のほうから、資料をお配りしておりますプレミアム付商品券事業についてご報告させていただきます。

今般の消費税・地方消費税の税率10%への引き上げが、低所得者、子育て世帯、ここでは0歳から2歳児ということで規定されておりますが、消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、今般、国の制度としてプレミアム付商品券の販売を行うということで、市町村にその事業のほうを担っていただくという形になってございます。国のほうからは、必要な経費は補助という形になってございます。

この制度につきましては、新聞等でも徐々に出てきておりますが、1点目、購入対象者につきましては2つのカテゴリーがございます。1点目が、2019年度の住民税の非課税世帯、課税基準日が

2019年1月1日という形になりますが、この方々を対象とすると。ただし、その注意事項にあるとおり、住民税非課税世帯、住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護被保護者等を除くという形になってございますが、一応見込みとして、現状、大体5,400世帯、8,100人程度を見込んでおります。これはあくまで現状の見込みですので、臨時福祉給付金等の情報をベースに勘案した数字でございます。

2点目が、3歳未満の子が属する世帯の世帯主に対してお配りするという形で、これは6月1日時点の基準日ということになってございます。これもあくまで見込みですが、900世帯、1,000人程度、世帯主になるので900世帯、お子様の数として1,000人程度になるのかなということを見込んで、事業費等の、また事務費の精査をさせていただいてございます。

こちらの購入対象者の抽出であったり、引きかえ券というのを発送するんですけれども、こういった業務につきましては生活福祉課が主体となって取り組むことにしてございます。

2点目の制度概要ですが、購入限度額につきましては、非課税世帯の方々に対しては2.5万円、これは販売額が2万円ということで、2万円を出せば2万5,000円の商品券が買えると、5,000円分のプレミアムがついているという形になります。

上記の2点目の3歳未満の子どもの世帯主に関しては、同じく2万円の購入で2万5,000円分の商品券を3歳未満のお子様の数の分だけ購入いただけるという形になっております。今回は、低所得者に配慮した分割での販売ということで、一度に2万円出して2万5,000円分の商品券を買うのではなく、例えば国の基準は5,000円を目安となっているんですけれども、5,000円単位で買えるということで、1回購入して、また次5,000円で、4,000円出して5,000円分買うということで何回かに分けて購入できるような、そういうふうな制度になってございます。先ほど言いましたプレミアムは4,000円に対して1,000円、20%つくということになってございます。

商品券の使用可能期間は、来年度の10月から来年度末までで市町村が定める期間内、本町はこの基準のとおり今のところ想定しておりますが、使えるように事務のほうと進めてございます。取り扱い事業者につきましては、市区町村内の店舗を広く公募する形で、券が使える店を選定していくという形になってございます。

こちらの券の引きかえ、先ほど言いました対象者に対して引きかえ券をお送りしまして、引きかえ券を持ってきて、券の交換であったり、こちらにある事業者の募集、また最終的には商品券の換金、このあたりの業務につきましては、産業振興課が主となって取り組んでいくところでございます。

細かいところはまた資料のほうをお目通しいただきたいんですけれども、今般、国の予算としまして、31年度予算で1,723億円、既に30年度の2次補正で96億円を計上して行っておりますが、本町におきましては、現在、事業費は精査中でございます。本来であれば、今議会で追加補正とか、そういう形で上げればよかったんですけれども、現在ちょっと事業費の精査中でございます。必要な予算につきましては、きっちりと措置して、多分専決という形になろうかと思いますが、措置してしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。専決になりましたら、直近の議会のほうでまたそのあたりはご報告させていただけるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。説明は以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに報告等があれば承ります。阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）それでは、事前に配付しております平成31年度税制改正（市町村税関係）（案）についてご説明申し上げます。

資料のほうをごらんいただけますでしょうか。

平成31年度税制改正の大綱につきましては、平成30年12月21日に閣議決定され、これに基づく地方税法等の一部を改正する法律案が平成31年2月8日に国会に提出され、現在審議されてございます。そのうち、市町村税に関する主な概要についてご説明させていただきます。

まずは1点目、個人住民税関係でございます。①の住宅ローン控除の控除特例期間の創設でござ

います。

表をごらんください。

現行の住宅ローン控除の制度ですが、平成33年12月末までに消費税8%で住宅を取得し、また居住を開始した場合においては、住宅ローンの年末残高の1%を住宅ローン控除可能額とし、まずは所得税から控除し、引き切れない場合は翌年度の個人住民税で残額最大13万6,500円までを10年間控除する制度となっております。

今回の改正については、消費税率10%が適用される住宅を取得し、また、平成31年10月から平成32年12月末までにその住宅に居住を開始した場合に、住宅ローン控除の適用期間を特例的に現行の10年間から13年間に3年間期間を延長するといった所得税の住宅ローン控除の改正に伴いまして、個人住民税においても同様に、適用期間を3年間延長するといったものでございます。

なお、延長される11日目以降の3年間につきましては、消費税の増税率2%に着目し、各年、建物購入価格の2%の3分の1か、または住宅ローンの年末残高の1%のいずれか少ないほうの額を住宅ローン控除可能額とするものでございます。

なお、この措置に係る個人住民税の減収額については、全額国費で補填されることとなっております。

次に、②の子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置の創設でございますが、現行制度においては、未成年者、障がい者、寡婦の方については、合計所得金額が125万円以下の方を非課税とする措置が講じられております。今回の改正により、現行の対象者に加えまして、未婚のひとり親家庭における子どもの貧困に対応するために、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当を受けており、かつ前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親の方に対しても、個人住民税を非課税とする措置を講ずるものでございます。こちらにつきましては、平成33年度課税から適用するものでございます。

なお、合計所得金額が135万円以下という点でございますが、平成30年度税制改正により、平成33年度から給与所得控除等から基礎控除で10万円控除額の振りかえが行われることから、非課税要件の合計所得金額が125万円から135万円となっているものでございます。

続きまして、裏面の資料2ページ、2の軽自動車税関係でございます。

①の軽自動車税グリーン化特例（軽課）に係る大幅見直しでございますが、現在、表の矢印より左の欄のとおり、燃費性能のよい軽自動車については、取得した年度の翌年度に限り、燃費性能に応じて税率を75%から25%軽減するグリーン化特例（軽課）が講じられております。

まず、アにつきましては、消費税増税による影響に十分配慮するため、グリーン化特例（軽課）の対象となる軽自動車の取得期間を平成31年3月31日までから、平成33年3月31日まで2年間延長するものでございます。

次に、イですが、環境インセンティブの強化を図るため、平成33年4月1日から平成35年3月31日までに取得した軽自動車については、グリーン化特例（軽課）を適用する自動車を表の一番右欄の改正後のとおり、電気自動車等のみとするものでございます。

次に、②の自動車取得税にかえて導入され、新たに市町村税となる軽自動車税環境性能割に係る臨時的軽減についてですが、消費税の引き上げ時における対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に軽自動車を取得した場合の環境性能割の税率を表のとおり1%軽減するといった内容でございます。

なお、この措置に係る税収の減は、全額国費で補填されることになってございます。

以上が主な税制改正の説明となります。

今後の対応といたしましては、現在、国会で審議されている地方税法等の改正に伴いまして、施行日により専決が必要であるものについては税条例の改正は専決処分とさせていただきます、その改正内容を直近の議会で報告を予定しております。また、その他の条例の改正議案につきましては、その後の議会定例会への上程を予定しているものでございます。

以上、平成31年度税制改正（市町村税関係）（案）のご説明とさせていただきます。  
議長（坂上巳生男君）ほかにごいませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「15時14分」閉会）

---

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

坂上巳生男